

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 0 4 号
件 名	ふるさと納税の返礼品として提供される食品の表示に係る関係法令の遵守等について
要 旨	新潟市は、食品等の返礼品は財務企画課と仲介業者、また販売事業登録者で商品を選定、検討して決定。一番の問題は、国が指導している定期的な実施調査において、販売事業登録者に対し、調査確認を行うことを実施していない。国から 2023 年 12 月に指示文書が発令されているのに、新潟市は廃棄、紛失、確認していないのか不明です。保健所にも法令が案内されています。担当課と保健所の事業登録者の情報の共有、連携が何もない、放置のままです。 お酒、お米、古物、食品等の有資格者を、仲介業者と担当課は文書で把握していない。賞味期限、販売期限、配送期限、商品交換期限、再発送負担金ルール、夏期、冬期の保存・配送ルールを決めた仕様書が存在しません。販売事業登録者の暴力団に関する照会を何もしていない。 仲介業者の所在地が一般住宅、家族の自宅でした。一般的に、家族の住宅が業者事務所なんてあり得ない。危険な契約、ルールがないから何でもできるのでしょうか。このような場合、仲介手数料は下げてもいいと思います、自宅だから。 （次頁につづく）
付 託 年月日 委員会	第 1 項 令和 7 年 6 月 13 日 第 3 項 } 総務常任委員会
受 理	令和 7 年 5 月 7 日 第 65 号

	よって下記のことを陳情いたします。 記 1 新潟市は、仲介業者と返礼品事業販売登録者等と保健所で今後は明細、仕様書を作成し、安心、安全な返礼品を契約、選定すること。 2 仲介手数料を下げる努力を今まで以上に実施すること。 3 国の指導による地域基準、食品表示法等、定期的に実施する仕組みをつくること。
--	---